

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会(第50回)議事概要

### 1 日時

令和5年5月31日(水)午後2時30分から午後4時20分まで

### 2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

### 3 出席者

(委員)別紙のとおり

(説明者)札幌地方裁判所民事首席書記官、同刑事首席書記官、同  
事務局総務課長

(庶務)札幌地方裁判所民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事  
務局長、同総務課長、同総務課課長補佐

### 4 議事トピックス

- (1) 札幌地方裁判所民事首席書記官及び同刑事首席書記官並びに同事務局総務課長から、札幌地方裁判所のDXの現状について説明しました。
  - (2) 札幌地方裁判所民事首席書記官から、札幌地方裁判所所属の若手職員によるDX支援チームの活動について説明しました。
  - (3) 次回の委員会においても、引き続き「裁判所のDX」をテーマとして協議する予定になりました。
- (議事概要は、次ページ以降に記載しています。)

## 5 議事等

(以下、発言者は、■:委員長、□:説明者、○:委員、●:庶務と表示)

### 【裁判所のDXの現状】

札幌地方裁判所民事首席書記官及び同刑事首席書記官並びに同事務局総務課長から、裁判所のDXの現状について説明した。

### 【質疑応答】

○ mints(ミンツ=民事裁判書類電子提出システム)について、こういったシステムは特に北海道のような、裁判所の管轄が広い地域でこそ役立つものだと思いますが、札幌地裁本庁以外の支部にも導入されているのでしょうか。

□ 現在は、札幌地裁本庁の民事部にのみ導入されています。mintsの利用は、当事者双方に訴訟代理人がある場合で、双方がmintsの利用に合意している場合に限られる限定的なものです。

○ 札幌以外の三地裁にも導入される予定はあるのでしょうか。

□ いずれ導入される予定と聞いていますが、時期は未定です。

■ 道内では、札幌地裁において先行して1月から導入されていますが、今後、状況に応じて拡大していくものと思われます。

○ 各地裁で管理している情報は、最終的に全国で、国全体の情報として一元的に管理するシステムとなっているのでしょうか。

□ mintsについていえば、現在のところ、札幌地裁民事部に関する事件の情報は札幌地裁民事部の中でのみ管理しています。

■ 現在はシステム開発中であり、流動的ではありますが、システムを作っていく中で、適切な情報管理の在り方とは何かを現場で意見交換しながら、作り上げていくことになるものと思われます。

○ 以前の職場において、電子決裁後、最終的に紙に印刷して保管するという責任者がいました。一般職員よりもトップの意識改革が必要であると思いましたが、裁判所において意識改革はどこの部分で必要だと思われるか。

● トップの意識改革についてはまさにそのとおり必要であると考えます。前任庁において、会計部門のシステムの導入を進めていた際、電子決裁が上がったときに、各庁の所長、局長等の最終決裁権者に関係資料はデータでは見づらいから紙で見たいと思われぬように、大型モニタを配布しました。当庁へ着任後も、紙資料の提出は求めることなく電子決裁しています。データのみでわかりにくいものは、口頭説明を並行両立させ、決裁の精度を落とすことなく進めています。

人事・総務部門の紙決裁はまだたくさん残っており、これから意識醸成が必要となるのですが、決裁権者が紙の資料を求めることが電子決裁化の大きな障壁になるものと感じています。ですので、各決裁権者に対して、紙資料での疎明を求めることのないよう啓蒙しているところです。

■ 資料を紙で見ることに慣れていたので、紙を見たくなるのですが、会計部門のシステムの電子決裁も慣れると使いやすいものであると感じています。

---

#### 【札幌弁護士会の状況説明概要】

札幌弁護士会のDX化の取組状況について、同会所属の委員から説明がされた。

- 1 弁護士会の理事者たる会長及び副会長は、弁護士会所属の弁護士から選任され、週に数回弁護士会館で執務をするほかは自身の法律事務所で通常業務を行っています。一方、弁護士会の職員は弁護士会館に常駐しています。
- 2 職員は若手が多いため、IT化、DX化に抵抗感がなく、導入しているグループウェアにもすぐに習熟し、活用しています。
- 3 職員の出勤時間の管理、休暇や残業申請に対する理事者の承認はグループウェア上で行っています。また、理事者のスケジュールをグループウ

ウェア上で共有しており、職員はこれを見ることができます。このほか、理事者からの一部の業務指示をグループウェア上で行っています。このグループウェアには、過去の業務履歴も残るため、理事者が交代しても業務の把握が可能です。

- 4 グループウェアの他に、弁護士会員専用のサイトを運営しており、会員は各種研修への出欠をサイトに登録し、職員はそれをダウンロードすることができるほか、行事予定や委員会開催予定もサイト上で管理することで、会員それぞれにカスタマイズされた行事予定を確認することが可能になっています。
- 5 弁護士会の委員会活動においては、ウェブ会議を活用しており、支部会員が参加しやすくなりました。
- 6 定期総会もデジタル化を進めており、議案書などはインターネットからデータを取り込むことを試験的に始めたところであり、議案書の印刷費用などの大幅な削減にもつながっています。

---

#### 【札幌地裁 DX 支援チームの活動について】

##### 【質疑応答及び意見交換】

○ 検察庁でも捜査、公判など事件を担当する部門では、証拠の取扱という面においてデジタル化の問題に直面しています。また、事務局におけるデジタル化、IT化については、裁判所と同じく電子決裁システム等を利用して進めているところです。電子決裁システムについては、当初は使用率が上がらず、各庁の使用率が数値として示され、システムの使用を促されたということがありましたが、現在では電子決裁が定着しています。使用率として数字を示されたのはトップの意識を改めるという点で意味があったものと思います。

また、検察庁独自で、従前より全国の検察庁をネットワークで結び、業務に関するデータを管理しています。すべての事件をデータ管理しており、全国の検察庁から一定程度の範囲で参照することができるシステムも構築されています。事件に関する情報はプライバシーに関わるものが多く、セキュリティが大切なので、このネットワークはクローズされたネットワークです。

刑事手続のIT化に関しては、検察庁においても、今あるシステムとこれまでのデータベースをうまく活用しながら、かつ混乱なく作業効率がよくなるよう、検察官だけではなく事務官も意識しているところですが、具体的な議論はそれほど進んでいません。

また、捜査公判においては、実際の事件の中でデジタルやITを扱ったものが増えていることから、検察官としてどう対処すべきか意識改革が求められているところでもあります。デジタルフォレンジックと言われる、デジタル的な証拠は一見、客観的な証拠なのですが、現在では、改ざんが比較的容易に行われてしまうこともあり、客観的な証拠としての価値が非常に乏しくなっています。アクセスするだけでデータ自体が変わってしまうものもあり、これらのあるべき姿でどのように保全するべきかが重大な関心事となっています。

ITの先端技術が使われた犯罪については、最高検察庁で情報を集約し、各地検に情報提供する部署を設けており、捜査・公判に役立てるといようなことも行っています。この部署に対しては、決裁なく電話照会ができるなど、アクセスを容易にしており、気軽に情報に接することができる環境になっています。

また、今あるネットワークをどう活用するかという観点では、例えば、以前は支部へ決裁のために記録を運んでいましたが、ネットワークやテレビ会議を活用することにより非対面で決裁するようになりました。他にも、意識改革の観点から、IT関連の国家資格取得のための研修や受験費用の助成などを行い、職員に対し、IT化へ抵抗感を持たないようにしているところです。

○ DX支援チームの活動は非常に興味深く話を聞きました。裁判所は大きい組織ですので、上部組織から「このように進める」と決められたことが下りてくるものだと思っていたのですが、札幌地裁独自で模索していることに感銘を受けました。また、チームの旗振り役が若手職員という点や、ヒラデジというネーミングもよく、動画もよくできていて、いい取組であると思います。

テレビ業界のDX化は進んでいる方ではありません。その一因として、比較的職員の年齢層が高いことが挙げられます。そういった職員がIT化

に抱く抵抗感は裁判所と共通のものだと思います。現在、DX推進室を作り、DXに詳しい社員を集めていますが、他の社員はついていくのも大変というところです。

現在、ニュースはネット配信も重要になってきており、様々なプラットフォームにいかにか効率よくたくさん視聴してもらえるような配信をするかが非常に大きな課題となっています。この課題について、ネットに弱い世代の職員よりも若手を中心に意見を上げさせ、チーム作りを進めたいと思っていますところで、いいお話を聞くことができました。

- 私立大学に対しては、外部組織からDXを進めるよう指示が来ることはなく、大学が独自で進めていかなければならない状況にあります。

大学におけるITの利用状況やDX化については、ウェブ会議による遠隔授業の実施が挙げられます。コロナ禍をきっかけに、ほとんどの大学でウェブによる遠隔授業が広がりました。コロナ禍においてはほぼ授業の100%が遠隔で行われ、対面授業は一切行われませんでした。ある資料によれば、95.6%の大学でZoomによる遠隔授業を行えるようになったとのことです。

この他にもZoomにより外国の授業に参加したり、外国の学会に出張中の教員が現地からZoomで授業を行うことが増えてきました。出張中の教員が遠隔授業を行うことにより補講が不要となっています。また、海外の姉妹校の授業を単位認定しており、遠隔授業を受けることで単位を取ることもできるようになりました。

他のIT化、DX化の状況としては、様々な学内の情報のデジタル化があります。Moodle(ムードル)というポータルサイトでシラバスや出欠状況などを確認したり、教員から学生へ指示することができるようになりました。職員や学生であればサイトにアクセスできますが、職員や教員にのみ関係する、学生に公開していない情報は、パスワードで管理しています。

一方で、大学内のペーパーレス化は進んでおらず、教授会にも資料はプリントアウトして持参する人が多い状況です。

大学におけるIT化、DX化は学生サービスの向上というよりは、いかに学生を管理するかの方面で進んでおり、もっと学生サービス向上の観点

からIT化、DX化を進める必要があるのではないかという意見も出ていますが、全体としてコロナの影響でかなり進んだと感じています。

■ コロナの影響はかなり大きく、当初、コロナと関係なく始まった民事裁判手続におけるウェブ会議も、コロナ禍が利用の拡大につながりました。コロナはIT化、DX化のきっかけ、起爆剤となったのではないのでしょうか。

○ 会議や業務連絡の態様に変化があったと思います。調停協会活動においては、デジタル化が進んだ点として、Zoomで会議を進めることがかなり増えたことが挙げられます。コロナ終息後どうなるかはこれからだと思いますが、北海道は広域ですので、各調停協会間で情報交換などをリモートで行うことが一般的になっていくのではないかと思います。

また、業務連絡について、以前は往復はがきや控室に掲示するといった手段で研修や会議に関する情報を伝達していたのですが、メール機能を活用することで研修や会議などの出欠のとりまとめがしやすくなっています。研修については、研修員を参集して開催していたところから専門学会をリモートで聴講する形式とするなど幅広く行えるようになっていくものと思います。

民事調停手続については、具体的なDX化はまだこれからというところ  
です。

■ 次回も引き続き同じテーマとし、さらなるデジタルツールの有効活用に向けて御意見をいただきたいと思います。

なお、人事、会計、総務などどの組織にも共通してあると思われる事務局部門におけるデジタルツールの活用についても協議いただきたい  
と思います。

#### 【次回の予定について】

今回は、令和5年11月28日(火)午後2時30分から札幌地方裁判所で開催することとなった。

(別紙)

出席札幌地方裁判所委員会委員一覧

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 阿 部 浩 二 | 株式会社北海道新聞社編集局報道センター部<br>次長 |
| 井下田 英 樹 | 札幌地方裁判所部総括判事               |
| 磯 田 健 人 | 札幌弁護士会弁護士                  |
| 神 谷 奈保子 | 札幌民事調停協会(調停委員)             |
| 津 田 敬 三 | 札幌地方検察庁総務部長                |
| 野 田 耕 志 | 北海道大学大学院法学研究科教授            |
| 原 島 正 衛 | 北星学園大学経済学部教授               |
| 三 澤 健   | 公益社団法人札幌消費者協会理事            |
| 宮 本 亮 二 | 札幌テレビ放送株式会社報道局報道部長         |
| 武 笠 圭 志 | 札幌地方裁判所長                   |

(五十音順敬称略)